

(仮称) 個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例案に 対する意見を募集します

市では、マイナンバー(個人番号)を利用することにより、行政手続きにおける添付書類の省略など、市民の利便性の向上や事務の効率化を図るため、(仮称)個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定する準備を進めています。

この条例案について、多くの意見を反映させるため、皆さんの意見を募集します。

▽閲覧場所 情報公開コーナー(市役所4階)、五日市出張所、中央公民館、各図書館

※市ホームページでも閲覧可

▽意見の提出方法 10月14日(水)までに、A4用紙などに意見、住所、氏名、電話番号(法人などの場合には、所在地と団体名、代表者の氏名、電話番号)を記入し、送付してください(直接提出、ファックス、

マイナンバー(個人番号)の 通知カードをお送りします 住民票の住所と 実際に住んでいる 居所が異なる方は 手続きをしてください

通知カードは住民票の住所地に簡易書留で送付します(郵便局の転送サービスを利用していても転送されません)。確実にお届けするため、住民票の住所と別の場所(居所)にお住まいの方は、9月中旬に転入・転居の手続きをしてください。

なお、DV等被害者、東日本大震災による被災者、長期間にわたり医療機関などに入院することが見込まれる一人暮らしの方で、やむを得ない事情により住所変更の手続きができない場合は、9月25日(金)(必着)までに住民票のある市区町村に申請書を持参するか送付してください。申請により通知カードの居所への送付が可能です。詳しくは、住民票のある市区町村にお問い合わせいただくか、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/koji/mbango-card>)をご覧ください。

また、DV等被害者、東日本大震災による被災者、長期間にわたり医療機関などに入院することが見込まれる一人暮らしの方で、やむを得ない事情により住所変更の手続きができない場合は、9月25日(金)(必着)までに住民票のある市区町村に申請書を持参するか送付してください。申請により通知カードの居所への送付が可能です。詳しくは、住民票のある市区町村にお問い合わせいただくか、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/koji/mbango-card>)をご覧ください。

メールでも受け付けます)。
※直接提出する場合は、土曜・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
※電話や窓口での口頭による意見の受付は行いません。

▽その他 提出された意見は、個人を特定できないように編集し、概要などを公表します。個別に回答はしません。

▽提出 総務課法規係(〒197-0814 二宮350、FAX 558-1115、☎0203-01@akiruno-info.tokyo.jp)

▽問合せ 情報システム課情報システム係

9月15日(火)から 21日(月)までは 「老人週間」です 10月15日は老人の日

国では、老人週間の標語を「みんなで築こう 安心と活力ある健康長寿社会」とし、すべての高齢者が安心して暮らせるまちづくり、高齢者の社会参加・ボランティア活動の促進、高齢者の人権の尊重などに取り組むことを提唱しています。市でも、この取組に合わせた事業を実施します。

▽老人週間に実施する市の事業

- 町内会・自治会敬老行事：各町内会・自治会では、多年にわたり社会に尽くされてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝う意味から敬老行事を行います。市では、その経費に対して一部を助成しています。
- 最高齢者と100歳到達者訪問事業：市長が市内の最高齢者(在宅の男性・女性の合計2人)の方の家庭を訪問し、長寿のお祝いをします。また、今年度中(4月1日から平成28年3月31日まで)に100

祝あきる野市制施行20周年 第21回あきる野市 産業祭の出店(展)者 を募集します



第21回あきる野市産業祭の出店(展)者を募集します。また、エココーナーで環境関連商品を扱う商工業者も併せて募集します。

▽日時 11月7日(土)・8日(日) 午前10時～午後4時(8日は9時から)

▽場所 都立秋留台公園

▽対象 市内で事業を営んでいる個人か法人(モーターショーを除く)

1は、市内で自動車販売業を営んでいる個人か法人)

▽区画 展示・販売：1出店(展)者3区画まで

- 飲食：1出店者1区画
- モーターショー展示：1出展者2区画まで
- テントの大きさ 間口3.6m、奥行2.7m
- ▽費用(1区画当たり) 展示：7千円
- 販売・飲食：1万3千円
- 飲食出店について、会場内に駐車をする場合は、1万5千円
- モーターショー展示：2万円
- ※エココーナーでの出店(展)についても、費用は同様です。
- ▽申込み期間 9月15日(火)～28日(日)
- ▽申込み方法 あきる野商工会に配置する申込用紙に必要事項を記入の上、所定の書類を添えて申し込んでください。
- ▽申込み・問合せ あきる野商工会(あきる野ルピア3階、☎559-4511)、観光商工課観光商工係(商工振興に関すること)

国民健康保険 運営協議会委員を 募集します

この協議会は、国民健康保険制度の適正かつ円滑な運営を推進することを目的として、制度に関する重要事項を審議するため、被保険者、医師、公益代表者などで組織しています。

国民健康保険の被保険者を代表する委員として、協議会で審議していただく方を募集します。

▽応募資格 市内在住で、国民健康保険に加入している20歳以上の方(10月1日現在)

▽募集人員 4人

秋川溪谷瀬音の湯の 料金改定

秋川溪谷瀬音の湯は、経営の健全化と利用者へのサービスの充実を図ることから、利用料金を改定します。

▽期日 10月1日(木)

▽改定内容

- 入浴料金：表1のとおり
- 宿泊料金：1人1泊500円の値上げ
- 市民割引料金：表2のとおり

▽問合せ 観光まちづくり活動課秋川溪谷観光係(☎595-1135)、秋川溪谷瀬音の湯(☎595-2614)

表1 入浴料金(入浴料金3時間)

区分	改定前	改定後
おとな(中学生以上)	800円	900円
子ども(小学生)	400円	450円

表2 市民割引料金(入浴料金3時間)

区分	割引前	割引後
おとな(中学生以上)	900円	500円
子ども(小学生)	450円	250円

※割引対象日は、平日のみ(ただし、お盆、年始は除く)
※市民割引を受ける際は、市内在住証明(運転免許証や保険証)の提示が必要
※「子ども」料金は、保護者の方の市内在住証明の提示で割引を適用
※国民健康保険に加入している方の「契約温泉施設(国保温泉センター割引利用券)」と後期高齢者医療制度に加入している方の「秋川溪谷瀬音の湯割引利用券」を利用した割引料金は、変更ありません。